

会 議 概 要

審議会等の名称		令和元年度第1回市川市社会教育委員会議	
開催日時		令和元年7月25日（木）14時～15時40分	
開催場所		市川市生涯学習センター 3階 第2研修室	
出席者	委員	千坂行雄委員長、清水輝和副委員長、押田敏郎委員、荻込英昭委員、 永田博彦委員、田中真理子委員、花蜜ユカ委員、久保川隆志委員、 成田久江委員、野澤順治委員	
	所管課	生涯学習部社会教育課 岩澤副主幹、高橋副主幹、浮谷主任主事	
	関係課	田中教育長、生涯学習部松尾部長、根本次長、 教育総務課池田課長、教育施設課鎌形課長、青少年育成課田中課長、 社会教育課笈川課長、増田主幹、清水主幹、中央図書館大里館長、 考古博物館杉山館長、学校地域連携推進課堀江課長	
議題及び会議の概要		公開・非公開の別	非公開の場合の理由
集会的機能を持つ公共施設における社会教育活動のあり方について（答申案） →一部文言を修正し承認を得た後、委員長から教育長へ答申書が提出された。		公開・非公開	・会議公開指針第6条第 号該当 ・公文書公開条例第8条第 項第 号該当
教育委員会 令和元年度社会教育関係事業について →各所管の事業概要について説明した。		公開・非公開	・会議公開指針第6条第 号該当 ・公文書公開条例第8条第 項第 号該当
市川市生涯学習推進計画について →第五次計画は作成しないことについて承認された。		公開・非公開	・会議公開指針第6条第 号該当 ・公文書公開条例第8条第 項第 号該当
傍聴者の人数	0人		
閲覧・交付資料	<ul style="list-style-type: none"> ・議題資料1「集会的機能を持つ公共施設における社会教育活動のあり方について（答申案）」 ・議題資料2「教育委員会 令和元年度社会教育関係事業概要」 ・議題資料3「市川市生涯学習推進計画について」 		
特記事項			
所管課	生涯学習部 社会教育課（内線：4328, 4329）		

令和元年度 第1回社会教育委員会議録

令和元年7月25日(木) 14:00~15:40
市川市生涯学習センター 3階 第2研修室

■出席者

- 社会教育委員 千坂行雄 委員長、清水輝和 副委員長、
押田敏郎、荻込英昭、永田博彦、田中真理子、花蜜ユカ、久保川隆志、
成田 久江、野澤 順治 (10名)
- 教育委員会 田中教育長
- 生涯学習部 松尾部長、根本次長、池田教育総務課長、鎌形教育施設課長、
田中青少年育成課長、笈川社会教育課長、清水社会教育課主幹、増田社会教育課主幹、
大里中央図書館長、杉山考古博物館長
- 学校教育部 堀江学校地域連携推進課長
- 事務局 岩澤副主幹、高橋副主幹、浮谷主任主事

■会議録

発言者	内 容
事務局 千坂委員長	<ul style="list-style-type: none">・令和元年度教育委員会職員紹介・市川市社会教育委員設置条例に基づく会議成立の確認
社会教育課長	<p>(1)集会的機能を持つ公共施設における社会教育活動のあり方について (答申案)</p> <p>平成29年10月5日付けで教育委員会から諮問を受け、同年10月18日に開催した平成29年度第2回社会教育委員会議以後、計4回にわたり議論していただいた。その中で、諮問内容を、市長部局が所管する集会施設全体を含む内容と説明したが、教育委員会が所管する会議であることから、主に社会教育施設である公民館とその活動について意見をいただいた。</p> <p>答申案については、前回の会議で、内容がわかりにくいとの意見があったことから、内容を簡潔に整理したものである。諮問当初より2年が経過しており、十分に議論し意見をいただいたことから、本日、この答申案で承認をいただければと考えている。</p>
千坂委員長	<p>ただ今説明があったとおり、前回の会議で内容がわかりにくいとの意見があったため、内容を修正したものが答申案として配付されている。事前に読まれていると思うが、改めて言葉の修正や内容の不足等があれば出していただき、答申案をまとめていきたい。</p>
久保川委員	<p>初めて会議に参加したが、フリースペースの有効活用に関して、会議室などでも</p>

<p>社会教育課長</p>	<p>飲食可能にできるような方向にせず、フリースペースを活用する方向に落ち着いたのはどのような経緯なのか。また、フリースペースが無く、飲食ができる場所が設置できない場合は、どのような形で考えていくのか。飲食が出来ないと不便だという市民からの意見もあるので教えてほしい。</p> <p>公民館の中にできるだけフリースペースを設けていく考えで予算要求しており、本行徳公民館のオープンスペースに椅子や机を置き、気軽に立ち寄り飲食もできるようなスペースの設置を考えているところである。スペースが確保でき次第順次整えていきたい。</p>
<p>久保川委員</p>	<p>フリースペースは可能な範囲で設置して行ってほしい。</p>
<p>押田委員</p>	<p>営利目的での利用について、マンションの管理組合が住民と話し合う場が無いため公民館を活用したいという場合、管理組合を支えているのが企業であれば、その場で直接金銭のやり取りが無くても、企業そのものを営利団体と捉えていたが、そのような場合の利用を認めてもいいのではないかという意見があったと思うので、「営利目的」という言葉よりは「企業等の利用」に留めておいてはいかがか。</p> <p>また、「各施設で行われているサークル活動についても、会員同士のコミュニケーションの中から、地域の課題や成果等が提起されることもある。」の部分について、地域には課題ばかりでなく、むしろ人がつながった中で、成果というか好ましい関わり方ができるケースもたくさんあると思うので、「地域の課題や成果が提起されることもある」「この課題を解決したり、成果を共有したりするためには」のような表現の方がよいと思う。</p>
<p>千坂委員長</p>	<p>「営利目的」という言葉は、答申の内容としては不具合があるのではないかと、また、「地域課題が提起」に関しては、課題解決ばかりではなく成果を含めた文章を考えていく方がよいのではないかとという意見であったが、他の委員はいかがか。</p>
<p>永田委員</p>	<p>「営利目的」の部分は少し気になった。単純に見ると、販売目的で公民館を利用すると営利目的になるため、営利目的を緩和するという表現だと営利を目的とした企業も全部使えるようになってしまうことが危惧される。</p>
<p>社会教育課長</p>	<p>社会教育法23条で、営利事務あるいは営利事業といった言葉が謳われているため、ここでは「営利目的」という言葉でお願いできればと考えている。</p>
<p>押田委員</p>	<p>「営利目的での利用を緩和し、柔軟性のある運用を図りたい」という表現では、販売目的や塾的な利用など、明らかな営利団体の利用も制限ができなくなるのではないかと。</p>

社会教育課長	<p>この文章については、このような制約があることを列記しているのもあって、これを全て緩めることではないことを理解していただければと思う。営利目的での利用は社会教育法の規定により緩和することはできないが、例えば部屋の用途に合わない利用や飲食など法律に触れない範囲で緩和できる部分について、柔軟な運用を図っていきたいと考えているので、営利目的の利用を緩めるということではなく、制約のひとつとして理解していただきたい。</p>
千坂委員	<p>この文章のまま答申を出してしまうと、そのように読まない人も出てくるのではないかと心配している。あくまでも法律の範囲内で運用していくということだと思うがいかがか。</p>
社会教育課長	<p>「これらの制約を緩和し」の部分を削除してはいかがか。</p>
清水副委員長	<p>例えば、野球やサッカー、バスケットボールなどで、シャツなどの応援グッズを販売することについて、営利目的ではないが団体には多少の還元がある場合、緩和することは検討できるのか。</p>
社会教育課長	<p>営利目的の線引きは難しいが、やはり金銭の授受があると傍から見れば営利目的ではないかと捉えられてしまうので、容認はできない。</p> <p>「営利目的」の文言は削除し、利用上の制約を緩和していくといった文書にすることでいかがか。</p>
田中委員	<p>「営利目的での利用」は取った方がいいと思う。</p>
久保川委員	<p>「営利目的での利用」を入れてしまうと、社会教育法23条に抵触するような内容になってしまい、法律を犯してまでも緩和していくと捉えられかねない。例えば講座が終わった後、講師が本を販売するといったことも社会教育法でいう営利目的での利用に入ってくると思う。市川市は営利目的を容認すると大きく捉えられてしまう恐れがあるので、法律との整合をとるためには抜いた方が適切だと思う。</p>
社会教育課長	<p>委員の意見のとおりでよろしいと思う。</p>
千坂委員長	<p>「営利目的での利用」の言葉がなければ、「制約を緩和し」という言葉があっても問題ないと思うし、この「制約の緩和」という部分にこれまで審議したことが集約されていると思うので、「制約の緩和」は残したほうが良いと思う。</p>
社会教育課長	<p>文章を確認するが、「現在の公民館は、部屋の用途に合わない利用を禁止するなど、利用上の制約が多く、地域住民の多様な活動の妨げとなっていることから、これら</p>

	<p>の制約を緩和し、柔軟性のある運用を図られたい。」でよろしいか。</p>
千坂委員	<p>今の文章であれば、委員の意見が入ったものになっているので良いと思う。あともうひとつ、成果という言葉が入った方が良いという意見についてはいかがか。</p>
社会教育課長	<p>「地域の課題や成果等が提起されることもある。この課題を解決するため、また成果を共有するため～」といった文章でいかがか。</p>
千坂委員長	<p>この文章でよろしいか。</p>
押田委員	<p>良いと思う。</p>
千坂委員	<p>では、この内容でよろしければ文章を修正し、本日、教育長に答申書を提出したいがよろしいか。</p> <p style="text-align: center;">———— 全委員了承 ————</p>
千坂委員	<p>ありがとうございます。では、この後について事務局よりお願いしたい。</p>
事務局 (社会教育課職員)	<p>文章の修正を行うため、10分程時間をいただきたい。</p>
千坂委員長	<p>では10分間休憩とし、2時45分から再開とする。</p> <p style="text-align: center;">———— 休憩 ————</p>
千坂委員長	<p>この修正案でよろしければ承認をいただきたい。</p> <p style="text-align: center;">———— 全委員承認 ————</p>
千坂委員長	<p>では、答申書ができたら捺印をして教育長に渡したいと思う。</p> <p style="text-align: center;">———— 答申書に捺印 ————</p>
千坂委員長	<p>では、答申書をお渡しします。</p>
田中教育長	<p>長きに渡り、ご審議いただきありがとうございました。</p>

(2)教育委員会 令和元年度社会教育関係事業について ※別紙参照

—— 所属長より説明 ——

千坂委員長

学校運営協議会について、評価はどのくらいの学校で進んでいるのか。委員会から任命された15人の委員が学校関係者を評価するのは難しいと思うがいかがか。

学校地域連携推進
課長

学校評価については任意のため、過大評価になったり過小評価になったり、各協議会で評価に温度差がある。一定の基準を設けたほうが良いとの委員からの意見もあり、できるだけ平準化を図っていくことが今後の課題であり、検討していきたいと考えている。

押田委員

考古博物館について、貴重な資料が出土し保管されているが、地理的に行きにくい場所にある。出張展示を行うなど、市川市の歴史をもっと多くの市民に知ってもらう機会づくりについて考えはあるのか。

考古博物館長

各小学校において、限られてはいるが毎年テーマを変えて展示を行っている。また、企画展についてはサテライト展示ということで、道の駅や生涯学習センターや南行徳図書館にて市が所蔵している資料をテーマごとに展示を行っている。施設が北の端にあり、特に行徳地区からは足を運ぶことは難しいと認識しているので、何らかの形で積極的に行っていきたいと考えている。

花蜜委員

博物館の行き方についてはホームページにも出ているが、収蔵品を一覧表にするとか、企画展はどこで行っているかなどのPRがあると、子供たちも興味が出てくると思うので良いのではないか。

考古博物館長

外環道路の開通で道が変わり、博物館に行きにくいという意見を頂いていることから、新たに駅前に看板をつけたり、電柱に案内を増やすなどで対応している。PRに関しては、縄文という切り口をスタートに、考古博物館、歴史博物館で行っていることや文化財のことなどを公式ツイッターやインスタグラムで情報発信している。最初は縄文に特化したものとなるが、市公式ウェブ上でサイトを立ち上げる予定で今年度予算を確保しており、分かりやすい情報発信に努めていきたい。

花蜜委員

公民館の主催講座は、毎年多様で良いと思っているが、申込方法が往復はがきのみであったり、講座情報が広報紙しかないので、市民が申込みしやすい形をとっていただきたい。

社会教育課長

申込方法については、様々な意見を頂いており、インターネットでの申込みが可

	<p>能か検討しているところである。往復はがきで行っている理由としては、倍率の高い講座もあるため、興味が薄い講座を含めて多くの講座の申込みがされると溢れてしまう人が多く出てくる。もっと簡素化することは検討しているが、もう暫く時間をいただきたい。</p>
野澤委員	<p>市民アカデミー講座について、今年度はどのようなテーマで行っているのか。また、もう少し講座数を増やすことはできないか。</p>
社会教育課長	<p>各学校のテーマについては、昭和学院短期大学は「国際化と少子高齢化の時代を楽しく生きる」、和洋女子大学は「知っておくべき！私たちを取りまく身近な環境」、千葉商科大学は「サステナビリティ時代の暮らし・地域・社会」である。現在、3大学に協力をいただいているが、年間10回、6月から2月まで長期間に渡るため、講座の開催数を増やすことは難しいと考えている。</p>
野澤委員	<p>年間10回を6、7回にして講座を増やすことは考えていないか。</p>
社会教育課長	<p>そのようなことはまだ考えていない。短い講座を2回開催するなど、可能ならば今後検討していきたい。</p>
成田委員	<p>ゆとりぎ相談員は、何人程いて、どのような活動を行っているのか。教室を覗くと姿を見ないことがあるので聞きたい。</p> <p>また、図書館について、以前は行徳図書館に行くと、高齢者も幼児も一緒に本を読んだり、交流しながらにぎやかに楽しく読書をしていた光景が見られたが、昨年頃から静かに座って本を読むという普通の図書館の感じに変わり、大変寂しく思う。</p>
学校地域連携推進課長	<p>ゆとりぎ相談員事業については指導課の所管になるが、各小学校に1名ないし2名で現在も稼働させていると聞いている。学校に行かれなかったり、学校に来ても教室に入れぬ児童について、その部屋で相談員が面倒をみる場所となっているため、常にいるわけではなく、その都度対応している。</p>
中央図書館長	<p>今の質問は行徳図書館の2階部分だと思うが、3年程前は新聞や雑誌などを用意していたが、新聞を読んでいるところで児童が騒いでうるさいという方もかなりいたため、3年前に改修し、新聞や雑誌を3階に移動した。今は2階にラグを敷いて親子連れが来て読み聞かせなどができるスペースとなっているので、変わったところも見ていただければと思う。</p>
成田委員	<p>各家庭でいらなくなった本について、図書館では寄付を受けるのか。</p>

中央図書館長	<p>家庭で不要となった蔵書については、多くの問い合わせを頂いている。古い蔵書については、図書館に持ってきていただければ、引き取りを断ることはないが、破れていたり古くて読めないものは書庫で保管するか、欠損が酷い場合はこちらで処分する旨を伝えたくて頂いている。</p>
社会教育課長	<p>(3)市川市生涯学習推進計画について</p> <p>本計画は、昭和61年に示された市川市基本構想の「住みよい文化都市づくり」を生涯学習の面から推進するため、平成8年に策定された「市川市生涯学習振興指針」に基づき、関連事業を総合的な施策として体系づけるため、平成11年度に策定された。令和元年度は、第四次計画の最終年度となることから、次年度以降の対応について検討してきた。</p> <p>教育委員会の事業全体の指針となる「第3期教育振興基本計画」については、計画策定に際し、生涯学習関連分野を拡充する見直しが図られたほか、従来、施策の方向のみ示されていたものが具体的な事業名も併せて掲げられるなどの変更がされた。</p> <p>このことを踏まえ、「第四次生涯学習推進計画に位置づけられている89事業」の現状を検証すると、市長部局が所管する41事業については他の計画に位置づけられており、教育委員会が所管する48事業においては「第3期教育振興基本計画」に29事業、「他の計画」に9事業が位置づけられており、その他7事業は「教育振興基本計画」内の施策に関連する事業となる。また、残る3つの補助金については、計画には属さないものの、引き続き所管課で交付されている。</p> <p>このように、「生涯学習推進計画」に位置付けてきた市長部局の事業は、それぞれ各分野の計画で既に進行管理されており、教育委員会の事業は上位計画である「教育振興基本計画」に位置づけられたことから、新たに「生涯学習推進計画」を策定しないこととしたものである。</p>
千坂委員長	<p>第3期市川市教育振興基本計画が出されたが、生涯学習推進計画に位置づけられている事業が、形は異なっても網羅されているということで理解しているがよろしいか。</p>
社会教育課長	<p>そのとおりである。事業が他の計画で全て網羅されていることから、新たに計画をつくる必要はないと考えたものである。</p>
千坂委員長	<p>資料を見ていただき、興味のある分野でも構わないので、意見があれば頂きたい。</p> <p style="text-align: center;">——— 特に意見なし ———</p>

千坂委員長	では、次期計画は策定しないことを了承とする。
事務局	次回社会教育委員会の開催は、日時が決まり次第連絡する。

令和元年9月17日 (承認)

市川市社会教育委員長 千坂 行雄 印

令和元年 月 日

市川市教育委員会
教育長 田中 庸恵 様市川市社会教育委員
委員長 千坂 行雄集会的機能を持つ公共施設における社会教育活動のあり方について（答申）
（案）

平成 29 年 10 月 5 日付け市川第 20170926-0235 号で市川市社会教育委員へ
諮問のありました標記の件について、社会教育委員会議において慎重に審議
した結果、社会教育法第 17 条の規定に基づき、下記のとおり答申いたします。

記

住民に身近な集会的機能を持つ公共施設を活用し、社会教育活動を行う
ことは、地域課題解決のために重要である。

ただし、以下の点に留意されたい。

1. 現在の公民館は、営利目的での利用や部屋の用途に合わない利用を
禁止するなど、利用上の制約が多く、地域住民の多様な活動の妨げと
なっていることから、これらの制約を緩和し、柔軟性のある運用を
図られたい。
2. 教育委員会では、公民館を地域住民が気軽に立ち寄れる場とするこ
とで、住民同士の新たな交流を生み、自主的な学びや活動につなげるこ
とを目指しているが、利用上の制約等により実現が難しい状況にある。
このため、制約を緩和したうえで、施設内のフリースペースなどを
有効活用し、幅広い世代が気軽に集まり、交流が深められるような場の
設置を進められたい。

3. 大学等で実施されている専門的な講座を公民館で展開できれば、身近な施設で専門的な知識の習得が可能となり、地域課題の解決につながることも期待できる。

このため、大学等の民間教育機関との連携について検討されたい。

4. 各施設で行われているサークル活動についても、会員同士のコミュニケーションの中から、地域の課題が提起されることもある。

この課題を解決するためには、各サークルと地域とを結ぶ新たな人材が必要となるため、地域のリーダーあるいはコーディネーター役となりうる人材の発掘や育成について検討されたい。

市川市社会教育委員

委員長	千坂	行雄
副委員長	清水	輝和
委員	押田	敏郎
委員	荻込	英昭
委員	永田	博彦
委員	田中	眞理子
委員	天野	敏男
委員	立原	充彦
委員	福田	潔子
委員	花蜜	ユカ
委員	久保川	隆志
委員	大野	京子
委員	長澤	成次
委員	成田	久江
委員	野澤	順治

教育委員会 令和元年度社会教育関係事業概要

• 生涯学習部

1 青少年育成課

■放課後保育クラブ事業

放課後保護者の就労等により保育を受けられない小学生を対象に、適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図ることを目的とする。

運営方法については、市川市放課後保育クラブの設置及び管理に関する条例により公設・民営（平成18年4月より指定管理者として、社会福祉法人市川市社会福祉協議会を指定）で運営している。

【平成31年4月1日現在 クラブ数 46クラブ・127クラス 入所数 5,143人】

■子ども会育成会連絡協議会補助事業

市内13地区内の単位子ども会の連合体である「市川市子ども会育成会連絡協議会」に対し、子ども会の活性化、指導者の養成、青少年健全育成事業の実施についての活動費の一部を助成し、堅実な活動と発展を促進し、青少年の健全育成を図っている。

■青少年指導者育成事業

生涯学習の推進、地域リーダーの育成という観点から次の講習会を実施する。

① わんぱくセミナー

- 対象者：小学校5・6年生
- 目的：遊びやグループワークを通して集団活動における協調性やコミュニケーション能力を養うことをねらいとした講習を実施する

② ユースリーダー講習会

- 対象者：中学生、高校生
- 目的：グループワーク等を通して物事や人の意見をまとめる力をつける
自分の役割を確認し主体的に行動できるようにする

③ グループリーダーアカデミー

- 対象者：18才以上（高校生は含まない）
- 目的：子ども会、学校、青少年団体などの子どもの指導者としての資質向上を図る
レクリエーション、歌、クラフトなどの実技のスキルアップ、参加者相互の情報交換

■体験学習事業

市内在住・在学の児童・生徒及び保護者を対象に体験学習（農業体験・稲作体験）を通し、自然や人とのふれあい、勤労と収穫の喜びを体験することにより、心豊かな子どもたちを育てていくものである。

○ 少年自然の家

■少年自然の家活動

自然の中で、集団宿泊生活などを通して、情操や社会性を豊かにし、少年の健全育成を図る施設である。心身の発達や自立への可能性を高めることを目的とした野外炊事・野外スポーツ・オリエンテーリング・キャンプファイヤー等を行うとともに、令和元年度は、「チャレンジャースクール」、「親子宿泊体験」、「親子で火を囲もう」、「親子冬の天体観望会」、「バラ祭り」などの主催・共催事業を計画し、市民に親しまれる施設運営を展開している。

■プラネタリウム事業

小中学生を対象に、プラネタリウムを用いた理科学習（天体の解説）を各校の要請に応じ実施している。また、毎週土・日曜日（7・8月は日曜日のみ）には一般投影、祝日（元旦を除く）には臨時投影をするとともに、6月にはプラネタリウムコンサートを開催し、市民に心の潤いと安らぎの場を提供している。

2 社会教育課

■公民館

市民の身近な生涯学習拠点として、市内に公民館16館を設置している。

①主催講座

地域における課題や公民館の立地・環境・施設の特徴を踏まえた主催講座のほか、社会教育課主催の特別講座を実施。

主催講座開催数 304講座(予定)

特別講座開催数 2講座(予定)

②施設の維持管理・営繕

施設の維持や安全性の確保等に必要な清掃及び保守点検業務を行うとともに、多くの公民館が開設後30年以上経過していることから、施設の老朽化や利用者のニーズの変化に対応するため、小破修繕を含めた計画的な修繕を実施。

また、施設の安全性・快適性・長期保全の視点から、建物及び設備等の改修工事を実施。

改修工事 東部公民館冷暖房機改修工事

柏井公民館出入口新設工事

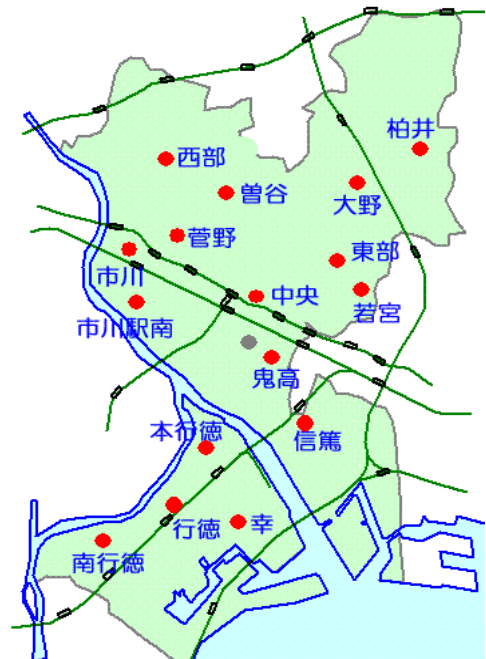
本行徳公民館駐車場及び出入口整備工事

本行徳公民館屋上防水及び外壁改修工事

本行徳公民館昇降機改修工事

施設修繕 高圧交流負荷開閉器交換修繕（曾谷公民館、若宮公民館、幸公民館）

【市内の公民館】



■成人式

成人を迎え、大人になったことを自覚し、自ら生き抜こうとする青年を祝い励ますため、「新成人の集い」を開催している。

平成9年度から、新成人を中心とした18～20歳で構成する実行委員会を設置し、式典内容の企画制作を行っている。なお、本年度は、企画提案を外部の専門業者からプロポーザル方式により公募し採用する予定。

・開催日 令和2年1月12日（日）

・会場 市川市文化会館

■いちかわ市民アカデミー講座

市内3大学の協力により、大学の教室を会場とし、年間学習テーマに基づいた講座を実施している。受講者には、知識の習得や仲間作りとともに、学習成果を活かした地域への貢献が期待されている。

・募集人員 250名 回数 各大学（6月～2月）10回／年

3 中央図書館

■ 図書館の整備とネットワーク

6ヶ所の図書館を設置し、また自動車図書館による巡回サービスや、小学校内に設置された市民図書室、また公民館図書室、男女共同参画センターや情報プラザなどの市の施設、更には市内の大学図書館との連携による閲覧・貸出・返却・相互利用や相互貸借による事業を展開している。

- ・ 図書館5館1室
- ・ 市民図書室4室（塩焼・稲越・福栄・大柏）
- ・ 公民館図書室4室（大野・西部・曾谷・東部）への図書館システム端末設置
- ・ 自動車図書館巡回ステーション17箇所

■ 利用の促進について

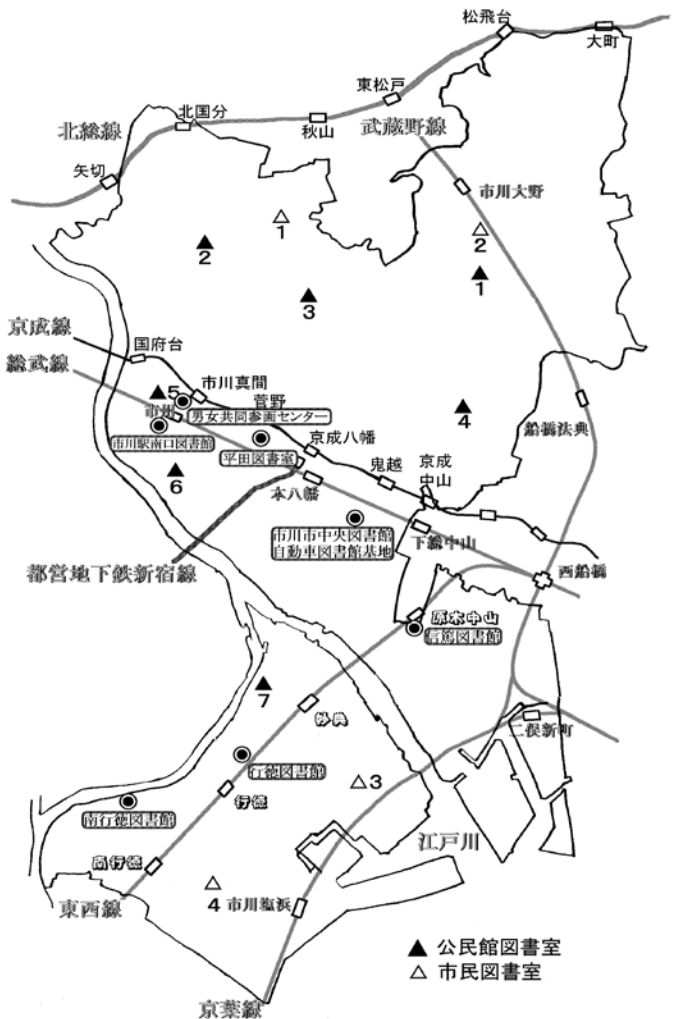
県内公共図書館ネットワーク相互協力による図書の提供、レファレンスサービスによる課題解決支援機能、メールマガジン、フェイスブックやホームページ等でのPR、祝日開館等の施策により市民の利用を促進し、さらに多くの市民に利用していただけるようサービスの充実に努める。

- ・ 貸出数 2,769,772 点
- ・ リクエスト 510,297 件
- ・ 相互協力（借用）5,527 冊
- ・ レファレンス受付 63,292 件

（平成 30 年度）

■ 蔵書の整備構築

図書、逐次刊行物、映像・音響資料等を購入し、分類・配架など組織化して市民に提供し、市民の書齋として多様化、高度化するニーズに対応しながら将来にわたって保存していく。



No.	公民館図書室 (▲)	No.	市民図書室 (△)
1	大野公民館図書室 ※	1	稲越市民図書室
2	西部公民館図書室 ※	2	大柏市民図書室
3	曾谷公民館図書室	3	塩焼市民図書室
4	東部公民館図書室	4	福栄市民図書室
以上、システム端末設置 (※蔵書管理含む)			
5	市川公民館図書室		
6	市川駅南公民館図書室		
7	本行徳公民館図書室		

	中央	行徳	信篤	南行徳	平田	駅南	自動車	市民 図書室	公民館 図書室	ウイズ	情報プ ラザ他	合計
所蔵 数 ※	796,723	170,657	47,283	43,715	41,973	90,341	16,567	71,979	90,949	15,243		1,385,430
貸出 数 ※	1,228,772	596,604	97,419	87,879	77,230	507,555	19,767	11,956	99,956	8,061	34,573	2,769,772

※ CD (20,330 枚)・DVD (3,334)・ビデオ (3,770 点)、逐次刊行物等を含む (平成 30 年度)

■蔵書管理効率化事業

- ・ ICタグによる蔵書管理の拡大
- ・ 中央図書館閉架書庫への集密書架増設

4 考古博物館

■博物館 常設展示事業

考古博物館では、先土器（旧石器）時代から平安時代前半までの歴史を、最初の住民、貝塚の形成、稲作文化の伝来、古墳の出現、律令の社会というテーマで、5室に分けて展示紹介している。

歴史博物館では、考古博物館の後を受けて平安時代後半から現代までの歴史を、中世以降の市川、海辺の人々の生活、水路と陸路、台地の人々の生活、郷土コーナーというテーマで、5室に分けて展示紹介している。

自然博物館では、市川の自然を、市川のおいたち、残された市川の自然、都市化した市川の自然、湧水の自然の4つのコーナーテーマで展示紹介している。

また、身近な生き物を実際に飼育して生育過程を見せる飼育展示を積極的に導入している。

■博物館 企画展示事業

考古博物館では、東京外郭環状道路建設工事にともない、発掘調査された成果を展示する企画展「大地からのメッセージ-外かん自動車道の発掘成果-」を7月6日（土）から9月8日（日）まで開催する。展示内容は、雷下遺跡から出土した7,000年前の日本最古の丸木舟をはじめ、発掘調査で出土した25,000年前の旧石器時代から江戸時代までの資料610点を展示する。

歴史博物館では、小学3年生の授業カリキュラムに対応した企画展「発見 体験 昔の暮らし」を11月3日（日）から2月16日（日）まで開催する。展示内容は、昭和30年代頃の生活資料や昔の写真を展示するとともに、蚊帳や物干し場など触れて体験できるものも展示をする。

■博物館 教育・普及事業

市民に郷土の歴史に親しんで参加してもらうため、考古・歴史博物館では、近郊市町村を含む史跡や博物館見学会、出前を含む講座や教室・講演会、歴史カレッジ、地域と一体となって運営するフェスティバルなどの主催事業を開催する。

自然博物館では、市民に自然に親しんでもらう場や機会の提供のために、「長田谷津散策会」「おやこ自然観察会」「季節を感じる散策会」等の主催事業を開催する。

また、各博物館では博物館だよりの発行やWebでの情報提供などのPR活動を行っている。

さらに学校等団体に対する縄文体験や昔の暮らし体験、大町自然観察園での自然観察・自然体験活動を実施するほか、学校へのお出前授業や出張展示などの学校支援活動や各種団体への講師派遣などの教育普及活動を各博物館で行う。

■博物館 資料収集保存・調査研究事業

各博物館で分野別に市川の豊富な埋蔵文化財及び歴史・民俗資料、自然系標本、剥製、写真、調査資料等の博物館資料を収集、整理し、良い状態を保てるよう留意して収蔵保存する。

これらの資料の調査・研究を行い、その成果を展示や教育・普及事業に活用して、市民に市川の歴史・民俗・自然に対する認識を深めてもらうことに努める。

また、市川市史編さん事業に協力して専門知識を有する各分野の学芸員が資料調査や執筆に携わり、市史編さんによる成果は展示、教育・普及事業に活用している。

■文化財 史跡整備保存維持管理事業

文化財保護法に基づき市内に5ヵ所ある国指定史跡の保存と維持管理、活用を図る。さらに史跡曾谷貝塚の用地の公有化を推進し、環境整備を実施する。

史跡下総国分寺跡 附 北下瓦窯跡の保存活用計画に基づき保存整備を推進していく。

■文化財 埋蔵文化財調査事業

市内に多数ある遺跡について、個人住宅建設等の開発行為に先立ち、文化財保護法に基づき埋蔵文化財保護の観点から発掘調査や出土品等の整理を実施する。一部事業に対して国・県から補助がある。

今年度より、史跡曾谷貝塚総括報告書作成に向けた、各発掘地点報告書の作成を進める。

■文化財 指定文化財保護事業

市川市文化財保護条例に基づき、指定した文化財の維持管理を進めるとともに、指定文化財候補の調査、検討を行う。平成30年度に、法華経寺銅造釈迦如来坐像を新たに指定した。

また、文化財の周知を図るための説明板案内標柱の整備は、状況を踏まえ修繕計画に沿って実施していく。

さらに文化庁の調査により保存修理が必要とされた国宝・重要文化財である中山法華経寺所蔵の観心本尊抄、日蓮自筆遺文の修理は、継続して令和2年度まで国、県と共に補助を行う予定である。

・学校教育部

1 学校地域連携推進課

■子どもの居場所づくり事業

ビーイング

市立小学校等の施設を活用し、放課後の子どもの居場所をつくり、地域の人々とのふれあい、異年齢間の交流による豊かな遊びを通じて、子どもたちの創造性豊かな心、共感する心を養い、子どもたちの健全育成を図る。現在、曾谷小・鶴指小・市川小・稲荷木小・平田地域ふれあい館・の5ヶ所で開設している。

放課後子ども教室

市立学校の余裕教室等を活用して、授業の終了後全ての子どもが安全に安心して活動することができる場所を確保し、放課後保育クラブと連携して、学習支援やスポーツ等の活動や、地域と学校との交流活動等の機会を継続的に提供する場所として、放課後子ども教室を開設している。現在塩浜学園・宮田小・八幡小・富美浜小の4ヶ所で開設している。

■コミュニティクラブ事業

各中学校区・義務教育学校区に組織されているボランティア組織と委託契約を結び、「遊び」を通して地域の子どもの健全育成を目指し、将棋教室やいけばな教室等の継続活動、イベント的な活動、自由遊びを実施している。また、その活動を通して、子どもたちの成長を支える地域社会並びに生涯学習社会の構築を目指すものである。

平成30年度の活動回数は全体で585回、参加延べ人数は34,349人である。

■家庭教育学級運営事業

子どもの健やかな成長のため、家庭における教育力を高め、心豊かに学びあうことを目的とした家庭教育学級を支援する事業。学級は市内市立幼小中特別支援学校・義務教育学校の61学級に開設。各学級での自主運営講座（年間2回以上）に加えて、文科省・県の資料等を紹介したり、保護者同士の交流を図ったりする『指導員派遣講座』（各学級年間1回）と、各学級生が自由に参加できる『共通講座』（年間10回程度）を設け、家庭教育充実のための啓発活動を活性化させる。

■学校支援実践講座

子どもたちの人権意識を高めるため、各学校における「いじめ予防」に関する取り組みを地域から支援する人材を育成し、学校に派遣することで「いじめの未然防止」を目的とする。受講者は学校における「いじめの問題」をテーマとした人権講座（年間3回）に参加し、平成30年度の小中学校交流会は104学級開催された。また令和元年度の交流会は、120学級予定され、子ども達と「いじめの問題」について考えるプログラムを展開する。

■学校施設開放事業

学校施設の開放は、学校教育に支障のない範囲で市立学校の施設を開放し、スポーツ及び文化活動の振興を図り、地域住民の生涯学習意欲の高揚を図ることを目的とし、地域団体の行う社会教育活動のために実施している。

○開放施設及び時間： 運動場・体育館・教室等 (9時～21時)
プール(15校)(夏季休業期間) (9時～16時)

■コミュニティ・スクール推進事業・地域学校協働活動推進事業

コミュニティ・スクールは、学校と地域の双方で連携・協働を推進するため、一体となって学校の運営に取り組んでいくことができる「地域とともにある学校」に転換するための仕組みである。本市では、「学校運営協議会」と「地域学校協働本部」を両輪として捉え、「市川版コミュニティ・スクール」として設置を推進している。

(1) 学校運営協議会

市川市教育委員会から任命された地域住民、保護者の代表等、15名以内の委員が一定の権限と責任をもって学校運営に参画する“学校にある学校応援団”のこと。校長が作成する学校運営の基本方針を承認したり、学校関係者評価をしたり、地域・保護者の意見を学校運営に反映させ、学校教育をどのように進めていくかを「熟慮」と「議論」を重ねて意見を合意形成する組織。

平成28年度から順次設置を進め、平成31年度に全ての市立幼稚園・学校に設置した。

(2) 地域学校協働本部

「地域学校協働本部」中学校ブロック及び義務教育学校区を単位に設置する“地域にある学校応援団”のことで、学校と地域を結ぶ窓口となる組織。市川市教育委員会から委嘱された地域学校協働活動推進員(旧称：学校支援コーディネーター)を中心に、学校のニーズを引き出し、地域のネットワークを活用して様々な教育活動や地域活動をサポートする地域と学校のパイプ役を担う地域住民。

また、地域と学校が連携・協働して、学校を核として地域全体で未来を担う子どもたちの成長を支えていく様々な活動を総称して『地域学校協働活動』と言う。

平成30年度から順次設置を進め、令和2年度に全ての中学校ブロックに設置予定。

■青少年相談員活動事業

青少年相談員は「千葉県青少年相談員設置要綱」に基づき、千葉県知事及び市川市教育委員会から委嘱され、青少年の身近な相談相手、理解者としてボランティアで活動しており、市内13地区を基に連絡協議会を構成し青少年の健全育成を推進している。

- ・相談員数 175名
- ・任期 3年(平成31年4月1日～令和4年3月31日)
- ・活動内容 市内13地区による主催・共催事業及び自治会、子ども会、地域学校協働本部、市関連行事への参加・協力
- ・連協活動 「いちかわ子ども村」キャンプの開催、機関紙「かたぐるま」の発行、葛南地区行事への参加、各種研修会の開催など

1. 生涯学習推進計画策定の趣旨

「市川市基本構想」（昭和61年）に示された「住みよい文化都市づくり」を生涯学習の面から推進するため、「市川市生涯学習振興指針」が平成8年に策定された。この指針に基づき、関連事業を総合的な施策として体系づけるため、「市川市生涯学習推進計画」が平成11年度に策定され、今年度は第四次計画の最終年度となる。

2. 第四次生涯学習推進計画に位置づけられている89事業

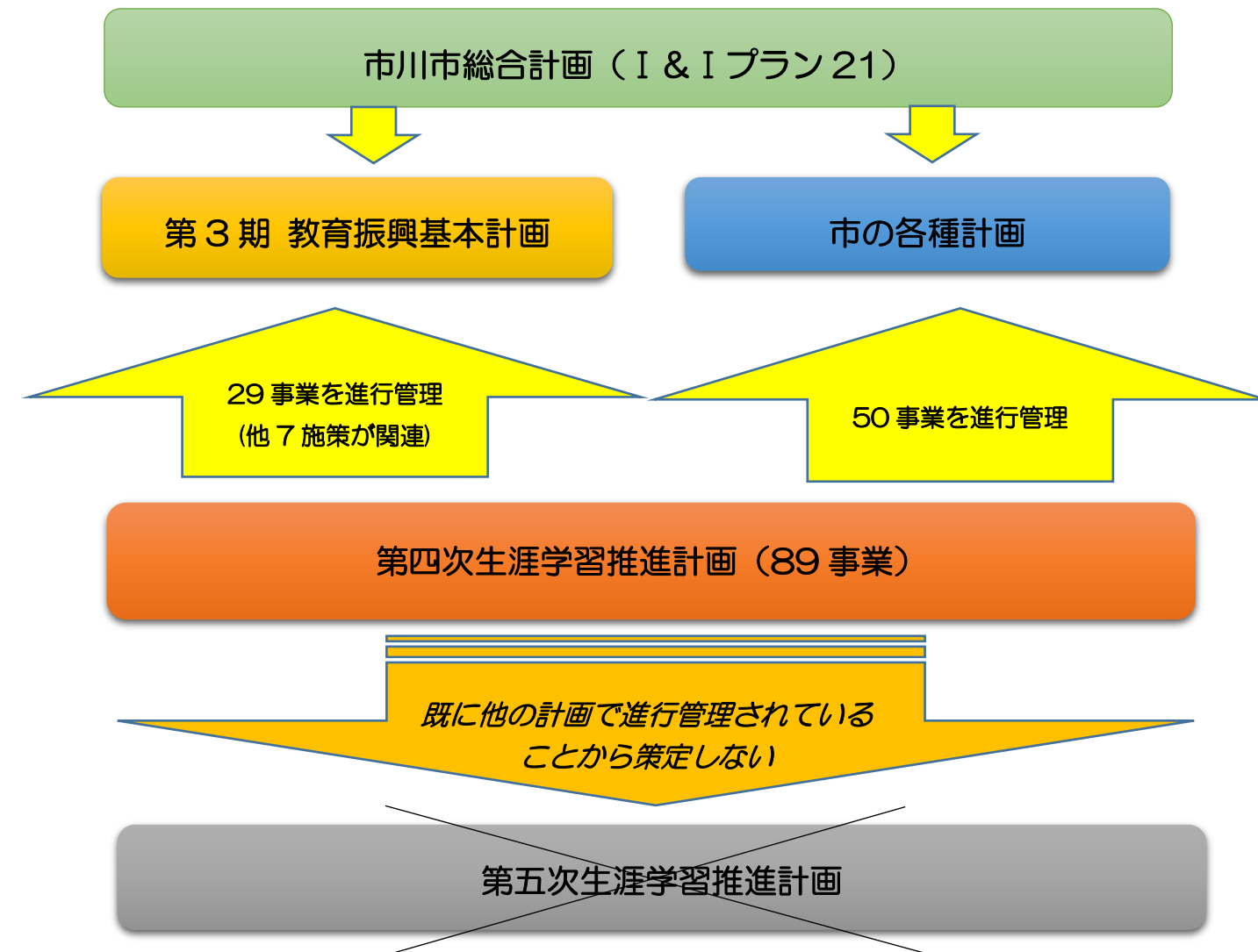
- 市長部局所管の41事業 → 全てが他の計画で進行管理されている。
【計画名】市川市第二次基本計画、市川市男女共同参画基本計画、市川市スポーツ振興基本計画、市川市高齢者福祉計画、市川市子ども・子育て支援事業計画、市川市文化振興ビジョン
- 教育委員会所管の48事業 → 29事業が第3期教育振興基本計画で進行管理されている。
9事業が他の計画等で進行管理されている。
【計画名等】市川市立図書館運営基本計画、市川市立博物館運営基本方針
※7事業は、第3期教育振興基本計画内の施策に関連しており、残る3つの補助金は、所管課から引き続き交付されている。

ほとんどの事業が、生涯学習推進計画以外の計画等において進行管理されている。

3. 第3期教育振興基本計画の策定【平成31年1月】

教育基本法第17条2の規定に基づき、市川市の教育の基本理念を踏まえ、教育施策全体の指針として策定された第3期教育振興基本計画において、生涯学習・社会教育関連事業が拡充され、生涯学習推進計画の中で位置づけていた事業が網羅される形となった。

4. 第四次生涯学習推進計画の現状



《結論》

第3期教育振興基本計画において生涯学習に関する施策が拡充されたことから、これまで生涯学習推進計画に位置付けてきた教育委員会の事業は、上位計画の中で進行管理することが可能となった。また、市長部局の該当事業は、それぞれ各分野の計画において進行管理されていることから、生涯学習推進計画は今後策定しないこととする。

第四次生涯学習推進計画と第3期教育振興基本計画の事業別比較表 教育委員会事務局の所管事業

第四次市川市生涯学習推進計画				第3期市川市教育振興基本計画	
No.	事業No.	事業名	所管部署	事業No.	他の各種計画等
1	1-9	体験学習事業	青少年育成課	→ 9-3	
2	1-13	青少年健全育成事業補助金[子ども会育成会連絡協議会]	青少年育成課		補助金交付事業
3	1-14	青少年指導者育成事業	青少年育成課	→ 9-2	
4	1-29	少年自然の家運営事業	少年自然の家	→ 9-3 *	* 環境学習と体験学習の充実
5	1-30	少年自然の家活動事業	少年自然の家	→ 9-3 *	* 環境学習と体験学習の充実
6	1-31	少年自然の家プラネタリウム運営事業	少年自然の家	→ 9-3 *	* 環境学習と体験学習の充実
7	1-19	いちかわ市民アカデミー講座事業	社会教育課	→ 6-1	
8	1-20	公民館主催講座活動事業	社会教育課	→ 6-5	
9	1-32	レファレンスサービス	中央図書館	→	市川市立図書館運営基本計画
10	1-33	子どもの読書活動推進事業	中央図書館	→	市川市立図書館運営基本計画
11	1-34	地域行政資料の収集・保存と活用	中央図書館	→	市川市立図書館運営基本計画
12	1-5	史跡公有化事業	考古博物館	→ 6-6	
13	1-6	指定文化財維持管理事業	考古博物館	→	市川市立博物館運営基本方針
14	1-7	史跡整備保存事業	考古博物館	→	市川市立博物館運営基本方針
15	1-35	展示事業[常設展・企画展・巡回展等]	考古博物館	→ 6-4	
16	1-36	教育普及事業[教室・見学会・講演会等]	考古博物館	→ 6-4	
17	1-37	教育普及事業[縄文体験学習及び関連研究会・ボランティア指導養成講座等]	考古博物館	→ 6-4	
18	1-38	教育普及事業[歴史カレッジ]	考古博物館	→ 6-4	
19	1-39	教育普及事業[縄文体験フェスティバルin堀之内貝塚・オームフェスタ]	考古博物館	→ 6-4	
20	1-40	広報活動事業[行事・企画展に向けた情報提供]	考古博物館	→	市川市立博物館運営基本方針
21	1-41	展示事業[常設展・企画展等]	歴史博物館	→ 6-4	
22	1-42	教育普及事業[教室・見学会・講演会等]	歴史博物館	→ 6-4	
23	1-43	教育普及事業[縄文体験学習及び関連研究会・ボランティア指導養成講座等]	歴史博物館	→ 6-4	
24	1-44	教育普及事業[歴史カレッジ]	歴史博物館	→ 6-4	
25	1-45	教育普及事業[縄文体験フェスティバルin堀之内貝塚・オームフェスタ]	歴史博物館	→ 6-4	
26	1-46	広報活動行事[行事・企画展等に向けた情報提供]	歴史博物館	→	市川市立博物館運営基本方針
27	1-21	展示事業[常設展・企画展等]	自然博物館	→ 6-4	
28	1-22	教育普及事業[観察会・散策会等]	自然博物館	→ 6-4	
29	1-23	教育普及事業[学校支援]	自然博物館	→ 6-4	
30	1-24	教育普及事業[講師派遣]	自然博物館	→ 6-4	
31	1-25	教育普及事業[夏休みイベント]	自然博物館	→ 6-4	
32	1-26	教育普及事業[自然講座等]	自然博物館	→ 6-4	
33	1-27	ボランティア活動[野草の名札付け・環境整備]	自然博物館	→	市川市立博物館運営基本方針
34	1-28	広報活動[情報発信事業]	自然博物館	→	市川市立博物館運営基本方針
35	2-1	学習支援推進事業	指導課	→ 1-1	
36	2-2	校内塾・まなびくらぶ事業	指導課	→ 7-6	
37	1-1	家庭教育学級運営事業	学校地域連携推進課	→ 5-1	
38	1-2	社会教育活動助成補助金	学校地域連携推進課		補助金交付事業
39	1-3	コミュニティサポート事業	学校地域連携推進課	→ 5-3 *	* 家庭・地域と連携・協働した学校の活性化
40	1-4	学校支援実践講座事業	学校地域連携推進課	→ 1-2	
41	1-8	学校施設開放事業	学校地域連携推進課	→ 7-6	
42	1-10	コミュニティクラブ事業	学校地域連携推進課	→ 5-2 *	* 家庭・学校と連携・協働した地域の教育力の向上
43	1-11	子どもの居場所づくり事業(ビーイング)	学校地域連携推進課	→ 12-3	
44	1-12	青少年健全育成事業補助金[青少年相談員連絡協議会]	学校地域連携推進課		補助金交付事業
45	1-16	少年健全育成補助事業	学校地域連携推進課	→ 7-4 *	* 事業名:欄外①
46	1-15	少年補導員活動事業	少年センター	→ 12-2	
47	1-17	環境浄化啓発活動事業	少年センター	→ 12-1 *	* 事業名:欄外②
48	1-18	少年相談事業	少年センター	→ 12-2	

他の各種計画等の * 印は、計画の趣旨や内容から関連付けられる事業

* ①学校教育における学力保障・進路支援、子ども・福祉関係部署等との連携強化 ②子どもの安全・安心を確保する家庭・学校・地域の取組の推進

第四次生涯学習推進計画と市川市の各種計画との事業別比較表 市長部局の所管事業

第四次市川市生涯学習推進計画				他の各種計画等	
No.	事業No.	事業名	所管部署		
1	3-1	男女共同参画センター講座事業	男女共同参画・多様性社会推進課	→	市川市男女共同参画基本計画
2	3-2	人権啓発講演会事業	男女共同参画・多様性社会推進課	→	市川市第二次基本計画
3	4-2	文学ミュージアム管理運営事業	文化振興課	→	市川市文化振興ビジョン
4	4-3	市川の文化人展等事業	文化振興課	→	市川市第二次基本計画
5	4-4	市史編さん事業	文化振興課	→	市川市第二次基本計画
6	4-5	街回遊展事業	文化振興課	→	市川市文化振興ビジョン
7	4-6	芸術祭・文化祭事業	文化振興課	→	市川市文化振興ビジョン
8	4-7	文化の街かど回遊マップ発行事業	文化振興課	→	市川市文化振興ビジョン
9	4-1	東山魁夷記念館管理運営事業	東山魁夷記念館	→	市川市文化振興ビジョン
10	8-1	スポーツ指導者育成事業	スポーツ課	→	市川市スポーツ振興基本計画
11	8-2	スポーツ推進委員活動事業	スポーツ課	→	市川市スポーツ振興基本計画
12	8-3	市民スポーツ振興事業	スポーツ課	→	市川市スポーツ振興基本計画
13	8-4	健康スポーツ教室事業	スポーツ課	→	市川市スポーツ振興基本計画
14	8-5	スポーツ推進団体補助金	スポーツ課	→	市川市スポーツ振興基本計画
15	8-6	スポーツ推進負担金	スポーツ課	→	市川市スポーツ振興基本計画
16	8-7	体育協会補助金	スポーツ課	→	市川市スポーツ振興基本計画
17	8-8	スポーツ大会等派遣参加費用補助金	スポーツ課	→	市川市スポーツ振興基本計画
18	8-9	総合型地域スポーツクラブ事業	スポーツ課	→	市川市スポーツ振興基本計画
19	5-1	各種関係団体の育成・支援[市民活動団体支援制度]	ボランティア・NPO課	→	市川市第二次基本計画
20	5-2	情報提供事業	ボランティア・NPO課	→	市川市第二次基本計画
21	5-3	各種関係団体の育成・支援[ボランティア・NPO活動センター]	ボランティア・NPO課	→	市川市第二次基本計画
22	5-4	各種関係団体の育成・支援[研修会、講習会等開催]	ボランティア・NPO課	→	市川市第二次基本計画
23	5-5	ボランティア活動等啓発事業[夏休み体験ボランティア]	ボランティア・NPO課	→	市川市第二次基本計画
24	5-6	ボランティア・NPO活動の拡充[地域ポイント制度]	ボランティア・NPO課	→	市川市第二次基本計画
25	5-7	ボランティア・NPO活動の拡充[協働事業提案制度]	ボランティア・NPO課	→	市川市第二次基本計画
26	5-8	消費生活センター相談及び啓発事業	総合市民相談課	→	市川市第二次基本計画
27	6-1	高齢者健康相談	地域支え合い課	→	市川市高齢者福祉計画
28	6-2	高齢者クラブ補助金	地域支え合い課	→	市川市高齢者福祉計画
29	6-3	シルバー人材センター事業	地域支え合い課	→	市川市高齢者福祉計画
30	6-4	シニアカレッジ教養講座	地域支え合い課	→	市川市高齢者福祉計画
31	6-5	いきいきセンター管理運営事業	地域支え合い課	→	市川市高齢者福祉計画
32	6-6	いきいきセンターまつり	地域支え合い課	→	市川市高齢者福祉計画
33	6-7	高齢者グラウンド・ゴルフ大会	地域支え合い課	→	市川市高齢者福祉計画
34	6-8	市民ゲートボール大会	地域支え合い課	→	市川市高齢者福祉計画
35	6-9	長寿ふれあいフェスティバルinいちかわ	地域支え合い課	→	市川市高齢者福祉計画
36	6-10	明青展	地域支え合い課	→	市川市高齢者福祉計画
37	6-11	いきいき健康教室	地域支え合い課	→	市川市高齢者福祉計画
38	7-1	すこやか応援隊事業	子育て支援課	→	市川市子ども・子育て支援事業計画
39	7-2	こども館運営事業	子育て支援課	→	市川市子ども・子育て支援事業計画
40	7-4	中高年保育ボランティア	こども施設運営課	→	市川市子ども・子育て支援事業計画
41	7-3	こども発達相談室事業	発達支援課	→	市川市子ども・子育て支援事業計画